

ビキニ被ばく船員訴訟を支援する募金にご協力をお願いします

アメリカが1954年にビキニ環礁で行った6回の水爆実験による被ばく(ビキニ事件)の実態は、日米両政府が政治決着を図り、70年近くの間、第五福竜丸以外の漁船員以外の漁船員などの被ばくの実態を隠し続けてきました。

2016年5月、45名の原告団が高知地裁に、国の責任を求めて国家賠償請求訴訟の裁判を起こしました。裁判は高松高裁への控訴審までのたたかいとなりました。1審、2審ともに20年の除斥期間を過ぎている、現行法下では国に被ばくの調査や救済の責任ないとしました。しかし判決の中で、第五福竜丸以外の船員の「被ばくの実態を認め、救済の道は改めて立法府及び行政府に一層の検討を期待するしかない」と救済の道を示唆しました。

同時に、元船員と遺族は船員保険法の適用を求めて、全国健康保険協会船員保険部に労災申請の手続きをしていましたが、「被ばくと病気の因果関係は認められない」として申請を却下しました。続いて再審査請求した厚労省社会保険審査会も認めませんでした。

さらに救済の道を求めて、2020年3月、労災申請却下の取消しを求める裁判(労災訴訟:東京地裁)と、日米両政府の政治決着で、公海上での違法な水爆実験による被害の補償を求める権利を奪ったとして、憲法29条に基づいて損失補償を求める裁判(損失請求訴訟:高知地裁)を起こしました。

二つの裁判闘争への支援を、皆さまに心よりお願いします。

一支援内容は裏面を参照ください

「ビキニ被ばく船員訴訟」を支援する会

連絡先 高知県原水協 高知市丸の内2-1-10 TEL 088-823-8334

02 徳島		払込取扱票				通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号		金額		千 百 十 万 千 百 十 円			
016901		70463					
加入者名		料 金		備 考			
橋元陽一							
<p>※「ビキニ被ばく船員訴訟」支援する募金</p> <p>個人1口 1,000円 ()口 ()円</p> <p>団体1口 10,000円 (()口 (冊分))円</p> <p>注:勝手ながら、振込受領証をもって、領収書にかえさせていただきます。但し、領収書が必要な場合(要)に○をつけてください。(要)</p>							
通信欄・ご依頼人		日 附 印		日 附 印		様	
(ご連絡先電話番号)							
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 徳第5855号) これより下部には何も記入しないでください。							

016901		70463	
口座記号番号		金額	
016901		70463	
加入者名		料 金	
橋元陽一			
ご依頼人		備 考	
料 金		日 附 印	
備 考		日 附 印	

この受領証は、大切に保管してください。

この振込用紙は作成中なのでまだ使えません

支援について

1. 個人(1口1,000円から)または団体(1口1万円から)で、募金をお願いします。
2. 被災した元船員の労災申請訴訟への支援を貴会(組織)内に広げていただき、今後全国的な展開となる裁判への募金要請・傍聴活動などに支援、協力をお願いします。
3. ビキニ事件について、パネル写真・紙芝居などを活用した学習会・写真展等の開催を計画してください。
4. 「被ばく船員訴訟を支援する会」会費や資料集・学習教材 DVD の活用、普及は従来通り太平洋核被災支援センターまでお願いします。

(問合せ先: メール masatosi.sky@orange.zero.jp: ホームページ <http://bikini-kakuhisai.jet55.com>)

「ビキニ被ばく船員訴訟」支援の呼びかけ人

岡林登志郎・濱田郁夫(太平洋核被災支援センター共同代表) 間間 元(きたはま診療所所長)
色部 祐(東京いの健センター) 川村貴範(高知民医連会長) 徳弘嘉孝(高知県平和委員会代表)
山下正寿(太平洋核被災支援センター事務局長) 松繁美和(高知県原水協事務局長)



2022. 6. 17 高知地裁証人尋問後の記者会見



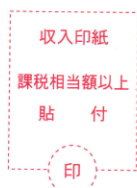
2022. 7. 26 東京地裁口頭弁論後の報告集会

右の QR コードから、裁判の動きなどを、
Facebook ページでご覧いただけます。



(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付ATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書をゆうちょ銀行または郵便局の渉外員にお預けになる場合は、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼様からご提出いただきました払込書に記載されたおとところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には、何も記載しないでください。